平成２３年（フ）第２１９号
札幌市豊平区豊平１条３丁目１番６―501号、住民票上の住所札幌市厚別区上野幌３条５丁目17番３―104号
債務者　茂木由里香
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６１号
札幌市西区山の手２条４丁目５番３号　パークコート山の手201号
債務者　高藤　幸枝
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７４号
札幌市豊平区豊平３条５丁目１番17号　シンエーハイツ205
債務者　廣瀬ヒロ子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０５号
札幌市白石区南郷通１丁目北２番16号　ハイツ常雄201号
債務者　吉住　英世
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１２号
札幌市西区発寒８条５丁目２番７―204号
債務者　杉村　幸広
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３０号
札幌市白石区北郷３条14丁目４番８号　コーポ寺崎Ｃ室
債務者　上田　　實
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３１号
札幌市白石区北郷３条14丁目４番８号　コーポ寺崎Ｃ室
債務者　上田　一惠
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３８号
札幌市豊平区美園９条４丁目２番21号　細川マンション６号
債務者　寺分二三子（旧姓藤村）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５４号
北海道千歳市清流７丁目１番４号
債務者　槻田　昭惠（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６２号
札幌市中央区南23条西11丁目３番６号　インペリアル23―205号
債務者　小川　一徳
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７４号
札幌市白石区南郷通20丁目南２番23号　ゴ・ケポソⅡ―202号
債務者　中川　俊哉
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５号
北海道岩見沢市幌向北１条３丁目574番地14
債務者　緑川　公一
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１７０号
北海道登別市千歳町３丁目38番地２
債務者　佐藤　輝男
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
北海道登別市新川町４丁目37番地５　クローバー７―202
債務者　蓑野美和子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
北海道室蘭市東町１丁目22番１―204号
債務者　堂前　ツヤ
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
岩手県岩手郡雫石町中沼293番地３
債務者　浦部　未希
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７号
岩手県遠野市松崎町白岩10地割54番地、旧住所岩手県遠野市中央通り９番20号
債務者　沖舘貴美枝
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係